

## 公益信託三島濟一記念眼科研究国際交流基金 2019年度 短期留学研究者募集要項

この公益信託は、1988年に設定された公益信託であり、日本の大学等への短期留学により眼科学の研究に従事することを希望するアジア・太平洋諸国等の研究者に対して、研究費・滞在費等を助成することにより、眼科医学の国際交流に寄与することを目的としています。

2019年度は下記要項により研究助成者を募集いたします。

1.助成対象者資格	<p>(1) 日本の大学等に短期留学し、眼科学の研究に従事することを希望するアジア・太平洋諸国等の若手研究者(2019年4月1日現在40歳未満)。</p> <p>ただし、他の助成を受ける方は本基金の助成の対象としません。</p> <p>(2) 滞在期間(①～③を満たすこと)</p> <p>①2019年4月から8月末日までの間に来日すること</p> <p>②日本での滞在期間が3ヶ月以上であること</p> <p>③助成金交付時(2019年9月下旬)に日本に滞在していること</p>
2.募集人員	1名以内
3.助成金額	1人 100万円以内。 用途は、研究費・滞在費・旅費等とします。なお、所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めていません。
4.応募方法	<p>留学生の受入を希望する機関の所属長が所定の推薦書に記入のうえ、受託者あて応募してください。</p> <p>推薦書は受託者(三井住友信託銀行)のHP(下記URL)からダウンロードできます。</p> <p>なお、応募書類は返却いたしません。</p>
5.応募受付期間	受付は2019年2月1日～3月31日(当日消印有効)までの期間です。
6.選考及び結果の通知	<p>当基金の運営委員会で審査の上採否を決定し2019年8月上旬頃に受託者から推薦者及び申請者へ通知します。</p> <p>なお、助成者は研究終了時に所定の用紙による会計報告及び研究報告の提出が必要です。</p>

### 【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

公益信託三島濟一記念眼科研究国際交流基金 申請口

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

TEL 03-5232-8910(受付: 平日9時～17時) FAX 03-5232-8919

### (※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。